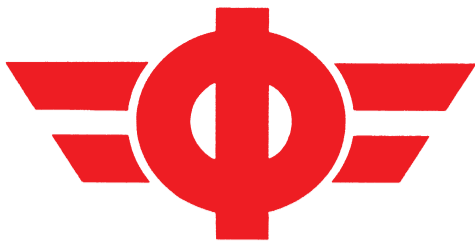


# 速



# 報

## 東京新聞 東京中日スポーツ

# 原発事故 国・東電に過失

# 津波「予見できず」 避難者への賠償命令

前橋地裁判決

東京電力福島第一原発事故の影響で福島県から群馬県などに避難した住民ら四十五世帯百三十七人が、東電と国に計約十五億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、前橋地裁（原道子裁判長）は十七日、津波対策で両者に過失があったとして、計三千八百五十五万円の賠償を命じた。東電は遅くとも二〇〇〇二年に津波の予見が可能だったと判断したほか、国は東電が措置を講じるよう権限を行使するべきだったと指摘した。



福島第一原発事故避難者の集団訴訟で国と東京電力の過失が認められ、前橋地裁前で垂れ幕を掲げる原告側弁護士ら。17日午後

原告側によると、福島第一原発事故を巡り、国や東電の過失が裁判で認められたのは初めて。全国に避難した住民らによる約三十件の同種の集団訴訟で最初の判決だった。

原告は避難指示区域に住んでいた七十六人と区域外からの自主避難者ら六十一人。「生活基盤を失い、慣れない土地で精神的苦痛を受けた」と一人当たり千百万円の慰謝料などを求めた。

2017年3月17日発行

ご購入のお申し込みは ☎ 0120-026-999 <http://www.tokyo-np.co.jp/>